平成２４年（フ）第６号
佐賀県杵島郡白石町大字築切318番地１
債務者　井﨑　　潔
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14379番地18
債務者　立山美由紀
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　大塚　綾子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３７号
宮崎市希望ケ丘３丁目12番10号
債務者　海野久美子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
宮崎県串間市大字西方3129番地、前住所宮崎県都城市太郎坊町6831番地５
債務者　江藤　幸希（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２号
宮崎県日南市大字平野8093番地
債務者　大谷　和弘
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮崎県都城市郡元町3347番地１、前住所宮崎県都城市高城町大井手66番地６
債務者　市塲美智子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１７号
宮崎県都城市早鈴町４街区１号　天理教南都城分教会
債務者　脇田　京一
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
　　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４号
盛岡市月が丘３丁目14番１―406号
債務者　佐藤　千秋
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６９号
愛知県北名古屋市熊之庄古井13番地１
債務者　本田　正行
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
兵庫県南あわじ市阿那賀1021番地
債務者　峠　トメ子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
兵庫県淡路市久留麻31番地19　県営久留麻第２住宅１―403
債務者　山口　和彦
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４号
高知市和泉町７番27号
債務者　濱口　壽子
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
福島県いわき市平中神谷字塚ノ町37番地の１　レオパレスリバティーⅢ102
債務者　渡部　美喜
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
　　福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１４号
富山市藤木2377　アビタシオン201、住民票上の住所富山県魚津市本江新町５番５号
債務者　小坂　昭彦
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
沖縄県糸満市字与座402番地の２
債務者　新城タキ子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５０号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番１―1202号県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　山城　　悟
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３号
熊本市田迎１丁目４番29号　ハイム恵里佳301
債務者　藤本　賢一
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部